

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う科研費（基金分）の
補助事業期間再延長承認申請書等の提出について

1. 提出期限（科研費電子申請システム上のデータ送信期限）

令和3(2021)年3月1日（月）（必着）

2. 申請書の作成方法及び提出方法

(1) 研究代表者が行う手続きについて

①別添1「補助事業期間再延長承認申請書（様式F-14-CV）対象の研究課題について」を確認し、所属する研究機関の事務担当者と相談の上、別添2「記入例・作成上の注意」及び、科研費電子申請システムホームページ「研究者の方向け情報」に掲載されている科研費電子申請システム研究者向け操作手引き（交付内定時・決定後用）を参照し、「補助事業期間再延長承認申請書」を作成してください。

(<https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/download-ka.html#tebiki2>)

②科研費電子申請システムより出力される「補助事業期間再延長承認申請書」（電子データ）の内容を確認の上、科研費電子申請システムにおいて所属研究機関に電子データを送信してください。

(2) 研究機関の科研費事務担当者が行う手続きについて

研究代表者から提出される「補助事業期間再延長承認申請書（様式F-14-CV）」（電子データ）の内容を確認の上、期限までに科研費電子申請システムにより本会へ送信してください。

3. 留意事項

(1) 基金分

①助成金の取扱いについて

3月通知予定の補助事業期間再延長の承認をもって助成金の残額を繰り越して翌年度に使用できますので、科学研究費補助金とは異なり、繰越承認申請や助成金の返還は不要です。

②実施状況報告書等の提出について

補助事業期間の再延長が承認された研究課題は、令和3年(2021)年5月末日までに「実施状況報告書」を提出してください。また、「実績報告書」の提出期日は令和4(2022)年5月末（国際共同研究強化（A）の場合は補助事業が完了したとき又は延長

後の補助事業期間最終年度の翌年度5月末)、「研究成果報告書」の提出期日は令和4(2022)年6月末(国際共同研究強化(A)の場合は補助事業が完了したとき又は延長後の補助事業期間最終年度の翌年度6月末)となります。

③重複制限の取扱いについて

補助事業期間の再延長を行う場合(産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間の延長(様式F-13-2)により手続きを行う場合を除く。)には、補助事業期間を再延長した研究課題と、令和3(2021)年度公募に新たに応募している研究課題の間において重複制限は適用されません。